

令和元年度 第12回

みどり市定例教育委員会 会議録

令和2年3月13日 開会

令和2年3月13日 閉会

みどり市教育委員会

令和元年度第 1 2 回みどり市定例教育委員会会議録

令和 2 年 3 月 1 3 日（金曜日）

議事日程

令和 2 年 3 月 1 3 日（金曜日） 1 2 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第 1 9 号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について
- 日程第 5 報告第 2 0 号 教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及びみどり市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示）について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 みどり市小中一貫教育に関する規則の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 令和元年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 令和元年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第 1 9 号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について
- 日程第 5 報告第 2 0 号 教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及びみどり市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示）について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 みどり市小中一貫教育に関する規則の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 令和元年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 令和元年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について
- 追加日程第 1 議案第 5 7 号 議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）
- 追加日程第 2 議案第 5 8 号 令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて

出席委員（5人）

教育長 石井逸雄

職務代理者 金子祐次郎

委員 山同善子

委員 松崎靖

委員 岩野ひろみ

欠席委員（なし）

傍聴（なし）

説明のため出席した者

教育部長 星野和弘

学校教育課長 三ツ屋雄一

文化財課長 藤生智子

教育総務課長 金高吉宏

社会教育課長 山銅敏男

富弘美術館事務長 横倉智恵子

事務局職員出席者

教育総務課長補佐 正田一仁

総務係主査 剣物雅世

◎開会・開議

12時30分開会・開議

○教育長（石井逸雄） ただいまから、令和元年度第12回みどり市定例教育委員会議を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長（石井逸雄） 日程第1、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日は、席番3番の松崎 靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第2 会期の決定

○教育長（石井逸雄） 日程第2、会期の決定ですけれども、令和2年3月13日、本日1日ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしの声がありましたので、本日1日と決定いたします。

◎日程第3 教育長報告

○教育長（石井逸雄） 次に移ります。日程第3、教育長報告を議題といたします。私から報告いたします。

2月13日、14日の2日間でみどり市の指導者向けボッチャ講習会を開催しました。スポーツ協会、スポーツ推進員をはじめとする各種団体から希望者を募り、2日間で90人出席者がいました。講師は群馬県ボッチャ協会事務局長で前桐生市境野小学校校長の岩下先生にお願いしました。

ルール、やり方の説明も非常に分かりやすく、ゲームを交えながらという手法で体験もできました。ボッチャは、比較的分かりやすく、誰でもが馴染め、講習を受ければ審判をすることができる分かりやすいルールです。ですので、この講習会に参加した方々が今後、指導者として、市内で行われる講習会等で先頭にたっていただくことをお願いしています。笠懸公民館、多世代交流館、東公民館にボッチャのコートをつくっており、いつでも練習ができます。市長の目指す、「ボッチャと言えば、みどり市」、「みどり市と言えばボッチャ」と言われるような、レガシーとなる取り組みをしっかりとしていき、香港チームを迎えて行う事前合宿の準備をしていきたいと思いながらこの講習会に参加しました。

2月23日、岩宿博物館郷土史講座、ことしは発掘70周年というこいで企画展も含めて、展示、講座を行ってきました。今回の郷土史講座は相澤智恵子さんを講師に招いて、相澤忠弘さんの人となりや、どういうふうやってきたのか、また功績がなかなか世間に認められない苦しい状況を妻として支えてきた経験や、岩宿博物館になぜ槍先形尖頭器、ほかにも多くの発掘した資料が展示できていないかという経緯も話しをされました。

みどり市とすると、相澤さんの資料をお預かりし、価値を高め、段階を踏んでいながら、文化財

として認められるようにということで、市長が大きく舵をきってくれましたので、これに基づいて動いています。相澤智恵子さんの話が聞けたことは大変価値のあることであるし、改めてみどり市とするとどのように対応すれば、相澤さんの思いを汲んだ形での相澤資料を後世に残していけるかの課題という視点からのお話しもいただければと思っております。そのような意味からも有意義な講座であったと思っております。

以上になりますが、教育長報告に関してみなさんのほうから、何かご質問あればお受けしたいと思います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） 続きまして、教育長に委任された事務の執行・管理状況に関する報告です。今回は（新設小学校における学校給食提供方式等について）教育総務課長のほうから報告させます。

○教育総務課長（金高吉宏） 本日、お配りしました「新設小学校における学校給食提供方式等について」というレジュメをごらんください。3月4日に議員11名から要望書が提出されました。この内容につきましては、大間々学校給食センターから新設校に配食することで市は言ってきたという中で、総務文教常任委員会や全員協議会で議論を重ねてきた結果、議員の意見とかみ合わず平行線のままとなっていて、議会や市民に給食提供方式の方向性について理解を得ているということは考えにくいということ。それから、新設校一校に給食センターから配食することは、今後の不公平感等をもって受け止められて、行政不信を招く恐れがあるのではないかということから、改めて笠懸西小学校（仮称）の学校給食提供方式の検討を要望ということで出されたものでございます。

これを受けて、教育委員会としてどういう対応をしていくか、3月16日に全員協議会において説明することとなっております。その資料として2枚にまとめて作らせていただきましたので、ごらんください。

まず、1番目の給食提供方式の考え方では、今まで議論させていただいた中での考え方と同様でございます。新設小学校における学校給食提供方式の決定は、安全安心でおいしい給食の提供を柱として11月22日に市長を交えた全員協議会が行われました。その時に新設校の給食提供方式については、当面の間、大間々学校給食センターからの配食とし、笠懸地区全体の給食提供方式のあり方については、今後もさらなる検討が必要と考え、継続して検討を進めていくという方針に基づいて、今後も進めさせていただきたいというふうに考えているということをお伝えしたいと思っております。

そのほか、アレルギー対応というところで、まず今何をやっているかという部分では、アレルギー詳細献立表を提供しているというのが一点と、その中では食べられる食べられない献立等を明確にしているのと、牛乳等については代替食というのを麦茶・緑茶に替えて提供しているという内容と、アレルギー物質を含まない、又は少ない食品を選定してアレルギーのある児童・生徒でも食べられるような献立をふやしていくということ。

それから、重篤なアレルギー症状を起こす可能性のある児童・生徒については、医師から処方され

る生活管理指導表に基づいて、校内のアレルギー対応委員会の判断でお弁当の持参をお願いしています。現状このようなアレルギー対応を行っているという説明をさせていただきたいと思っています。

しかし、自校方式、センター方式ともに完全なアレルギー対応食というのが配食できる状況にありません。大間々学校給食センターにアレルギー対応室がありますが、ここで早期に個別のアレルギー対応を行っていくことが重要な役割の一つだというふうに考えていますとお伝えしたいと思っています。

そこで、みどり市では今後の必要な職員配置ですとか、給食センターと学校での体制作り、個別の児童へのアレルギー対応をこれから行っていきたいという中で下の図のように令和2年から3年、4年にかけて、最終的にはみどり市の全学校へのアレルギー食の配送を目指して、2年、3年で形を作っていきたいと考えています。

来年（令和2年度）については、代替食の増加ですとか専用器具、選任の栄養士・調理員の必要な人数の検討や学校との調整・配送経路、それから3年には大間々地区への学校給食の実際の配送も考えております。一部アレルギー食の配送開始ということで、その後の笠懸地区への配送経路という部分も検討が必要となってくるということでございます。4年からは、全学校への対応をお伝えしたいと考えております。

次のページですが、この要望書の中にもありました新設校一校への給食センターからの配食というのは、不公平感があるという中で今後の笠懸地区の給食提供方式の決定については、どのように考えていくのか、前倒しで考えていく必要があると思っています。

笠懸地区の給食室は、施設や調理器具の老朽化により改修が必要だと、その中で公共施設等総合管理計画個別施設計画では10年というところを目指していますが、合併特例債が使える令和7年までには完成できるような計画を前倒しして給食提供方式の決定に向けて検討していきたいということを伝えていきたいと思っています。

最後に、みどり市立学校適正規模の検討では、全体的なみどり市の学校についての適正化についてはどういうふうに考えるか、まずは現状行っている適正規模の検討という中では、小規模校の統合が行われた大間々地区神梅小学校、福岡西小学校は既に大北小に統合、福岡中央小学校はことし4月、大北小への統合が決定されたということと、大規模校は新設校の笠懸西小学校(仮称)の建設ということで、適正規模の検討の基本方針に沿って行ってまいりました。

今後については、新たな基本方針策定のための委員会の開催を検討し、令和2年度は市内の検討会議、令和3年度には第2期のみどり市立学校適正規模検討委員会を外部委員を交えて進め、ある一定の方向性をだしていきたいと考えておまして、その課題につきまして三つあげさせていただいています。

笠懸地区については、児童生徒数の減少がゆるやかなことから、将来的にバランスのよい4小学校配置の実現を目指したい。大間々地区は、児童生徒数の減少傾向が見込まれることから統廃合による学校規模の適正化を目指す。東地区につきましては、児童生徒数が減少するなかで、特色ある教育環

境を目指し、小中一貫教育教育校から義務教育学校を目指すということで、この大きな目標に向かって第2期のみどり市立学校適正規模検討委員会を開催し、今後のみどり市の学校運営の規模適正化に反映させていきたいと考えております。

こういった内容を議会に16日お話をさせていただいて、ご意見いただきたいと思っています。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

○教育長（石井逸雄） 前回、集まっていたいた時にもみていただいています要望書についてはご承知のことと思います。この要望書は、議員の過半数を超える方から要望がでていいる関係がありますから、やはり来年度に向けての予算を決める議会が決着する前に一度、常任委員会・全員協議会を開いて議員の皆さまにも説明をしてご理解いただくように努めていきたいということで、全員協議会をお願いしてきたところです。そこでお話する内容について今教育総務課長から大きく四本の柱で説明したいということでございました。

特に、部長のほうからこれについて付け足しや補足があれば最初に話をしてもらってということになります。

○教育部長（星野和弘） 要望書は、18人の議員の中の11人が署名しているということで、大変重要に受け止めなければならないと思います。19日が最終日ということで予算の議決等があるわけですけれども、その前に説明をしておいたほうがいい、そのまま何もしないと出したものに対して何の答えもないのかとなってしまうので、全員協議会をお願いしたということです。

○教育長（石井逸雄） 今、部長からこの会をもつ経緯とそのような意味で資料を提示していくという話がありました。私のほうからも話をさせていただくと、基本的に今回いただいている多くの議員から寄せられた要望書の中では、自校方式を採用できないのかというところが大きな主旨としてでてきているところであります。

ただ、そうはいいながらも私たちのほうもこれまで何度となく論議も重ね、試食等も重ねたりという中で出てきた結論でございますし、それと平行して皆さんにご審議いただいておりますみどり市の施設総合管理計画は、今後みどり市の財政状況が大変厳しい状況にあるので行財政改革も含めて行う上での総合管理計画という部分もある。教育部が持つ施設が大変多いということで、委員さん方にもお示しをしてご意見等もいただきながら進めてきている。そのような中からみていく時にやはり教育部が抱える施設をこの後維持していくためには、精査しなくてははいけませんし、予算も切り詰めなければならないところも抱えている。そういう視点から学校施設の一つとしての給食センターのあり方ということを含めて皆さんにも論議いただいた中で、笠懸地域の皆さんが自校方式を大事にしている思いはわかるけれども、安全安心でおいしい給食を提供する。それからアレルギー対応にも十分努めていく形で進めさせていただくことで当面の間は給食室は新設校にはつくらないとこのまま給食センターから配食するという方向で皆さんにも論議をしていただいた結論でありますので、これまでお話ししてきた方向で教育委員会とすればお願いしたいというところを大前提として話をさせていただきたいというところです。

その中で何点か出されたものの中ではアレルギー対応は何をしていたんだということで、先日の予算委員会でもご指摘をいただいた部分がありますので、そのアレルギー対応という部分についてはこれまで講じてきて現状はこうで11月22日に示した今後のあり方の中でも示してアレルギー対応していきますよということをいったのですが、さらに具体的なスケジュールを示していこうということでこの資料を作りました。

それから、不公平感という部分については、令和10年頃に総合管理計画では給食室を大きく改修する必要があるというものができていることについては前に少し話をしたとおりでありますが、それだと少し遅くなりすぎるので、また市長部局とも調整をしつつ財政担当とも協議をしながら、できれば合併特例債が使える令和7年度までには笠懸地区の給食提供方式について一定の決着をつけて、それまでにはどうにか完了したいというところを今回、かなり具体的に話をさせていただこうと考えています。

4番目は、あまり関係ないではないかと言われそうなのですが、そうではなくて教育委員会とすると給食の提供方式だけ考えているのではなくて、今後の学校のあり方も含めたいという中において捉えていく一つとして今回の学校給食の提供方式についても考えていくのですよということをお示したいということで、4番を入れさせていただいたということです。

これらについて、ご質問があれば意見も含めて一緒にうかがいます。

まず1番目の考え方についてはいかがでしょうか。議会からのご指摘を受けているのですが、事務局とするとこれまでの方法を是非お願いしたいということで進めたいと考えていますがこれに関して皆さんいかがでしょうか。

○委員（金子祐次郎） これまでもこのような方向（1.給食提供方式の考え方）で行くということで確認はしてきたのですが、今後についても市の個別計画に沿う形でこの方向で検討して最終的に結論は出ているということで私は良いと思います。

○委員（松崎 靖） 私も同じでこれ（1.給食提供方式の考え方）以外にはないのかなと思います。

○教育長（石井逸雄） まずは、教育委員会の基本的な考え方とするところのような考え方（1.給食提供方式の考え方）に立つということでよろしいでしょうか。

○委員（山同善子） 私もこの表現（1.給食提供方式の考え方）しかないのかなと思うのですが、「今後もさらなる検討が必要」という部分について、まだいろいろな可能性があることにならないでしょうか。

○教育総務課長（金高吉宏） 新設校の部分でまずは説明させていただいた中で、笠懸小学校地区だけのことではなく、今後は笠懸地区の全体的な（センター方式の）説明が必要となるという考えから「今後もさらなる検討が必要」という表現になりました。

○委員（山同善子） そういう意味ですね。まだいろいろな方向性を考えながら検討していくという意味に捉えられるのかと。「笠懸地区全体の給食提供方式のあり方については、今後もさらなる検討が必要」という表現がセンター方式以外の可能性を匂わせてしまうと思ひまして、だからといってほかに適当な言葉があるのかということそこは難しいのですが。3番（笠懸地区の給食提供方式決定の不公

平感の解消に向けて) のところで、老朽化が進んでいてそれを今度は合併特例債が使える令和7年までには提供方式に決着をつけたいとここでうたわれてしまっているところからいくと、「さらなる検討」という部分がなんとなく絞られるというか。そういうふうに感じてしまったのです。

○教育長(石井逸雄) そうですね。委員がおっしゃるのは、この文章だけ読むと句点の打ち方の関係もあるかもしれませんが、何となくまだ給食提供方式が決まっていなくて検討するということを言わんとしているのかなと一見捉えてしまう可能性があるなというのには私も感じたところです。

ですので、ここで申し上げているところは、とにかく新設校については大間々学校給食センターからの配食とさせていただいて、給食室はつくらない。さらに、大きく課題として私たちが取り組んでいかなければならないのは、新設校だけではなくて、笠懸町内のほかの学校の給食提供方式は自校でこのまま継続して改修していくのか。それともセンター方式に切り替えるのかという、より大きな論議が必要なだけでもそこまではまだ進められていないので、新設校についてはセンターから当面配食させていただくということでスタートしていったら、そして笠懸地区全体の方向をこの後決めていきたいということからきたのがこの文章なのです。そういうことで、私ももしかするとこの文面だけ読むと誤解されるかなと思うところもあります。

○委員(山同善子) ちょっと意地悪なとらえ方になります。

○教育長(石井逸雄) でも、委員も言わんとすることはご理解いただいていると思うが、この文面だけそとに飛び出していったら誤解を受けるような文章だと困るということですね。それと、今度は3番のところではこれまで出していなかった、より具体的などころが出てきている部分があるので、そこリンクした時にいかがでしょうかというご指摘だと思います。

○委員(松崎 靖) この文章だと新設校の給食提供方式についてはセンターで、笠懸全体の提供方式のあり方についてはということで、これが「さらなる検討」というのが今現状の新設校についてはこれには入っていないわけですね。だからそれはそれでいいのではないかと。笠懸全体の提供方式については「さらなる検討」ということで。

○委員(金子祐次郎) このところは「当面の間」という表現と「さらなる」というこの時系列でいうと時間と経過を示しているところがあるのですが、新設校については当面の間ということで言っておいてセンターからということで、さらなる検討というのは笠懸地区全体についてはさらに検討してその中でも給食センター方式でない自校方式だという方向がでてくるとすれば、新設校についてもそれを採用していくというふうには私は理解しているのですが、それでいいのだと思うんですね。

○教育長(石井逸雄) そのとおりだと思います。

○委員(金子祐次郎) だから、議員からでてきて新設校一校の給食センターからの配食はここで決まったような、当面は決まっているがそこから先の話はまだ決まっていない。さらなる検討を受けてそれも含めた検討と私は理解するのですけれども。

だとすると、ほかの議員の理解の仕方というのは、もう決まっていますこの一校についてはセンター方式、ほかは場合によっては自校方式。そうすると笠懸地区の中で不公平感がでてくるという論理に

なっているかなと思います。

そこのところを少しそうではないのだという正しい理解を求めていくということが必要になるかなと感じました。

○教育長（石井逸雄） この部分については、なかなか難しい取り扱いになってくるかと思っています。厳密に言うと委員がおっしゃったように当面はこれでいくのだけれど、今後、笠懸地区全部を検討した結果、やっぱり笠懸地区は自校方式で行くという形になってくると新設校にも給食室をつくるという選択肢がまだあるし、センター方式がということが認められれば笠懸地区にセンターをつくって全部に配食していくということも含めて、まだ可能性とすると二通りが残されています。

今私たちがお願いしているのは、新設校については給食室をつくらないで、当面大間々学校給食センターから配食させていただきたいということです。

○委員（松崎 靖） 当面の間をどういうふうに解釈するかですね。

○教育長（石井逸雄） この文章は令和元年11月22日に示した文章の中にある部分をそのまま抜き出したので、あえてその原文から外れないようにというところなので、カギ括弧で書かれたところはそのまま前の11月22日の（文章の）今後の方向というところでの考え方になります。

○委員（山同善子） 当面の間と書いてあり、おそらくこれで理解してくれという話になると当面っていつだという話になりそうなイメージがあり、その当面といった時に3番に戻ると合併特例債が使える令和7年までに完成できるようにとなっていますよね。7年に完成するということは、遡ってくるとそんなに時間が無いということになってしまうと思うのです。その中で当面の間は配食という言葉が少し教育委員会がモタモタしてるのではないかとか、そういうような学校ができあがる頃には特例債が使える7年の設計が出来始めていないと駄目なのではないかなというふうにはならないですか。

○教育長（石井逸雄） それがあったとしてもこれが認められればそのように動いていけるので、この方向ができて市のほうもそれで行くという形になってくれば、学校建設と並行して、こちらの部分にも入っていかなければならないのですね。

合併特例債を使うとなると7年度末には完成しないとまずいのですね。逆算すると、当然開校の準備を進めていく部分の中でこちらも検討していき、少なくとも令和4年4月から学校を開校する頃には、今度は新しい給食センターをつくるのだとすれば具体的な行動がその時には起きていないということになりますので、それはスケジュール的にはこの方向でご理解いただければ我々は動き出せるという考え方でいいのですかね。その辺の見通しは、部長どうでしょうか。

○教育部長（星野和弘） そうですね。そのとおりだと思います。7年に完成となると6年に工事、5年に設計など4年までに場所などいろいろなものを決めていかないといけないです。

○教育長（石井逸雄） この方向でという形になってくると、令和3年にはある程度これに向けて動きをスタートしていかないと間に合わなくなります。

ここで言いたいのは、笠懸西小学校一校だけが、大間々学校給食センターから配食されていく時間について、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度の4年間は、この状況が続くけれども5年

後には同じような環境になりますよということでの一校だけというところを当初の計画ですと令和10年ですからそれをさらに3年前倒しすることでその差をこちらとすれば埋めるように努力しますので、ご理解いただけないでしょうかということを示したいがためにここにこれを持ってきたのですね。

○委員（金子祐次郎） 確認ですが、3番のところでも市の総合管理計画個別施設計画があるのですが、その施設計画を進めている市の施設計画は給食のあり方についてはどういう方向だったか確認したいのですが。センター方式と明確にしていたか。

○教育部長（星野和弘） 総合管理計画の中では書いておりません。というのは、今回、示しているのは令和2年から令和9年までの間のもので大きく変わるものについて皆さんにお示ししているという格好で、今まで内部で考えていたのは令和10年に考えたいというところなので、今回示した中には入っていないのです。これを10年から7年に持ってくるすると、急遽この2年から9年の中に入れ込んでいくという作業が必要になってきます。

○教育長（石井逸雄） それも結構大きな作業になってきますよね。何でそこに来たかということ、今までも少し話題になっていたかと思いますが、笠懸地区の自校方式の給食調理室の器具がだいぶ傷んできているので、それをみていった時に大きな金をかけて改修しなければならないというのがおおよそ今から七、八年後になるだろうと思います。ただ、総合管理計画は2から9年までの中においては、まずやるべき事はその間で解決するような形にして計画を立てて進めていって、そして第二弾として給食室関係をやらなければならないですよという計画があつて、それを前に持ってくることができればこの差を縮めたいということのところを今回教育委員会とするとお話をさせていただくことで、ご理解いただけないかと考えています。子供たちにより良い環境をとということであれば、個人的には令和10年まで待てないなという思いがあつて、もっと早く笠懸地区の給食室の環境は改善しなければいけないという思いが強いものですから、是非前倒しができないかということによってこういう形でやらせてもらって、これを話をしていくことでご理解がいただけるかどうかということですね。

○委員（金子祐次郎） この段階では笠懸地区全体の給食提供方式は特に明示されていないということですね。そういった設備の関係、経費の関係いろいろなものを勘案しながら7年までに決着を付けて結論を出していきたい。そういうふうな読み方で言いわけですよ。

だから、こここのところ特に問題になるようなことはないだろうなというふうに感じます。

○教育長（石井逸雄） 今ご指摘をいただいたところも含めて議会へ示すには、いろいろいただいた質問で皆さんも疑問に思ったり心配に思えるところがあるわけですから、それをまた精査した形で16日の議会に出す資料として手を加える予定です。

考え方とすると、こういうことでまず提示していきたいというところで捉えていただいて、気になるところはどんどん言っていただいて私たちも考え方は前から持っていました、ここ1から2日でこの形にまとめたので、常任委員会をやって全協をもつということでのご指摘をいただいたのは、一昨日だったものですから少しこれまで考えていた内容を文章に起こすことでは、まだ不十分なところもあると思いますのでこれらを精査していきたい。

ただ、考え方とするとそういう考え方であるということでご理解いただけますでしょうか。

○委員（山同善子） そうであれば、方針できちんとカギ括弧でくくられているなかでのことですので、軸はブレないというかそういう印象で進めていただければいいのかなと思いました。

○教育長（石井逸雄） 4番の部分については、そんなことはまだ聞いていないのですよと言われる可能性もあるのですが、ただここについても言及しておかなければいけません。それからこの間のこれまでの12月の議会でもそうですし、3月の議会でも聞かれてきているのですが、大間々地区の学校がだいぶ子供の数が少なくなっている先どうするのかということでは、今動かししている適正規模、大規模校の分離、それから小規模校の統合については平成22年2月につくった基本方針に基づいてやってきたということでは、この基本方針を実現するのに10年かかったということです。

それで、ある程度ここまでできたけれども新たな問題も発生してきているところでは、笠懸地区はまだ緩やかに動いているからいいのだけれども、今の笠小も古くなってきているのでこれまでも話題になっていた笠小をそのまま置くのか、それとも古くなって建て替えるならばもう少し位置を考えて4つのバランスを良くしていくのかというのはこれまでもでていると思うのです。

笠懸地区については、小学校の四校のバランスを少し考えていく必要がある。大間々地区については、小学校の数も子供の数に比べると多いというふうを考えざるを得ない状況でありますから、それを小学校だけで考えていくのか、当然小学校の数が少なくなるということは中学生の数も少なくなってきましたから、中学も一緒に考えるか、あるいはさらに義務教育学校という考え方もできる選択肢もでてきていますから、小学校、中学校別々に考えていくのではなくて、小中学校一緒にした形での大間々地区に新たな学校と廃校を含めたり、あるいは義務教育学校という選択肢も含めたりする中で大間々地区での小中学校の教育のあり方、そのための学校のあり方を早急に検討する必要があるだろうということで、ここに第2期と書かせていただいたのですが、適正規模検討委員会を設置したいということでもあります。

ただし、その前をみていただくとわかるのですが、来年度にそのための事務担当者会議を開きますよという形で書いてあるのですね。というのは、以前の検討委員会に私も課長として携わったのですが、検討委員会をとおして検討してもらおうということでやったものですから、教育委員会としての考え、事務局としての考え、市としてはどういうふうにしていくのかということあたりも十分方向がまとまらないうちに委員会を立ち上げてきた部分がありますから、委員会と平行して教育委員会内部の考え方、それから市との調整も含めてやっていたので、非常に動きがまずかった。

ただ、そうすることであるならば、もう内部の検討会議を来年度立ち上げて、そして教育委員会内部である程度の考え方というところということもあるだろう、こういうこともできるだろうということについては、少し方向を定めた上で適正規模検討委員会のほうに検討してもらおうという形をとっていかないと、時間的にもどんどん経ち、混乱も招くことを考えると、できれば2年度にある程度内部で検討し、皆さんにも考えを聞かせていただいて、ある程度方向をこのようなことが考えられるでしょうということを含めて、その考え方を第三者に入ってもらって検討委員会でさらに審議してもらっ

たり問題点等指摘してもらったりしましょうという形で早めに結論を出していく。

これも、結論を出すのが5年だ6年だと言っていられない状況がきていますから、できれば私の思いとすると令和3年度末には第2期適正規模検討委員会の報告を受けた教育委員会としてのある程度の方針が出せるくらいスケジュール感でいかないと間に合わないのかなということでのですね。

ですから、そんな意味ではこのところに令和2年度は内部でやる。令和3年度にこうするよというところまでは示していいのかなというところでもらっています。ちょうど東地区についても4月から小中一貫教育校とし、令和4年度には義務教育学校にしていくというところがありますからキーワードとすると令和4年度というのがありますね。新設校も開校する、東も義務教育学校に変わっていくことからすれば、その次のキーワードとすれば令和7年度というところが合併特例債ということで、4とか7とかというあたりがある程度考えをまとめていく時の大きな区切りになるような気がします。

そこで、思い切って今回こういう形で議員さんたちにもお話をしてお話をし動きを起こすというところで今回ここに入れてみたのですね。

○委員（金子祐次郎） 第2期の適正化を検討していくというのは、今まさにタイムリーだと思うのですね。第1期で10年やってきて、そこに盛り込まれてきたものは今回の大間々北小の統合で達成されて、概ね達成できましたよね。

それで、市の基本計画が始まって一年目、その中であずま小については基本計画の中で小中一貫教育が盛り込まれて、そういう意味でおきてきているということだと思うのですね。

そうすると、大間々地区が一番問題なところは子供たちの減少という動きがあるから、それに向けた対応が早急にまとめておく必要があるだろうと感じています。

○委員（山同善子） 全体的なことですが、今回の自校方式ではなくてセンター方式に変えていく中の魅力の一つとして給食センターから配膳することでアレルギー食の対応ができるようになりますというのを一番強くお話ししてきていると思うし、保護者とか対象となっている人たちにしてみるとそこはすごく魅力なのだというふうに思うのです。

アレルギーの対応については具体的にイメージしにくいと思うのですよね。資料を読んで、例えば給食センターのほうで何年度からどんなふうにするという具体的な計画がもし仮にあるのであれば、専門的なことはよくわかりませんが、一番多いのが牛乳、卵だったりするならば、当面何年くらいまでの間に既製品でできている卵が使っている食品については、センターで卵を除いたこういう食品を作れるよ、除去した食品を作れるようにしていくことを目指していくとか。まずは牛乳と卵にするとか、例えばいろいろな細かい計画を組んだ中でのお話にしていくほうが、これでは、自校では無理だよねという部分がきちんとうたえているほうが安心するし説得力もあるのかなと思うのですね。

アレルギーってすごく難しいので、お約束するのも難しいのかなという部分はあるのですが、それでもセンター方式に変えていくにあたっての一番の魅力というか強みであるところをもう少し具体的にイメージできるようにもし計画があるのならば少し打ち出していくほうが議員さんたちもそれ

なら是非ということに繋がるかなというふうに私は思います。

○教育総務課長（金高吉宏） 実施計画の部分では今現状でやっていることとそれ以外のことについての何が最初でできるのかというところから入っているのですけれども、それを来年一年間の中でどういうものができるか。あとは学校との調整で配送の部分も含めて、今の段階ですとなかなかそこまでの話ができない状況で、まずは2年度にそういったことをやらせてもらい、間違いが無いようにできるかどうかを3年度に実施させていただけるようにしていきたいということで、少し前倒しでというを考える中でもその辺はしっかりと内容の精査をしていかないアレルギー対応も具体的に話ができない状況です。

○委員（山同善子） できないにしても、例えばこの辺について少し真剣に調べ始めているとか、なんら変わらないではないかというイメージになってしまうと魅力もないし、一生懸命取り組んでいるという印象もないので、もちろん印象だけのことなのですけど。子供さんを持っていない立場の方というのは、ここがところどころ少し具体的にみえてこないと言説材料にならないのではないかなというのを思います。

○教育長（石井逸雄） 実は、さっき言ったように牛乳を代替食に変えている生徒もいて、給食を食べられる生徒もふえてきている。それからゼリーについてもできるだけアレルギーの少ないものを出すことで全員が食べられるようにするために、ここに書いてあるような食品を選定して行って、そして通常出す給食の中にもアレルギー対応の食材を多く使ったものを出しているということでは、今でも対応できているものがある。

今、一番問題なのは3番目の重篤のアレルギーを持っている子供についての対応ができていない。ですから、1番目と2番目のところまでは相当進んでいるのですね。問題は3番目のところをどうするかということになってくると、令和2年度で検討しなければならないような、調理室の調理場所はあるのですがそこにどういう器具を設けてどのような形でしていくのかということを含め、当然その献立を作り調理する人もまったくわけなければいけませんから、人を雇わなければならない。

そして、今度は作ったのは作ったのだけれども学校に持って行き、先生方に渡してその子に間違いなくわたるシステムを作らなくてはならない。という形での配送のシミュレーションやシステムづくりというようなところを進めていく必要がある。できれば3年度予算の中で備品等買ってもらい調理も話を進めて、できれば大間々学校給食センターから配食している学校にいるお子さんたちには順次、アレルギー対応食を配食していく。

そして、できれば3年度中にある程度アレルギー対応食をここまでだったら配送できるよということ担保していきつつ、3年度には今度、笠懸地区の各小学校にも自校方式にもアレルギー対応食が必要な生徒がいるわけですから、その子供たちにはどう配送すればいいかという計画を2年度、3年度で作らせておいて、それでできれば令和4年度に新設校が開校する時には、新設校に大間々学校給食センターから配食するだけではなくて、笠懸地区の自校方式の中にあるアレルギーを持っているお子さんについては、大間々学校給食センターから配食してアレルギーを持っているお子さんについ

では、ほとんどの皆さんに給食が提供できる方向にしますよということを今回ここで宣言した形なのですね。

ただ、きのう少し論議したのですけれども、ただそうはいっても100%は無理なのですね。というのは、医師と親と学校が相談して、ここはそういう危険リスクがあるから、これはまだ給食センターから配食するレベルではないとか、そこまで望みませんという親がいる場合については、相変わらず弁当を持ってきてもらわなければならないというところがあるので、可能な限りセンターから給食を提供していこうという形にしていきたいということで、先ほど委員がおっしゃったようなセンターの良さを具体化していくのをスケジュールでいうと2年、3年でやって、4年度に開校と同時にできるようにしますよというのが精一杯かなというところです。

そういう意味では、大間々学校給食センターからアレルギー食を持って行くのは新設校だけでなく、他の笠懸地区の小中学校にいるアレルギーを持っている子供にアレルギー対応食をこちらから配食しますよという道筋を付けたいということでのいるのですね。ただ、これも担当部局とすると相当負担が大きいです。

○委員（山同善子） 私も重篤なアレルギーまでは、対応は無理なのではないかと少し思うところがありますし、保護者の立場からしても重篤なアレルギーを持っている子供によそから来たものを食べさせるというのは、たぶんなかなか難しいと思うのですよね。

今、現状がわからなくて申しわけないのですが、本当にアレルギーは細かいらしいので。私も専門的なことはわからないのですが、でも大きな部分で大きな数を占めてるアレルギーの方について、給食センターから給食ができれば安心ですよといいますか、先ほどおっしゃっていた牛乳をお茶に変えるというお話もありましたけれども、そういう代替品がきちんとできるというところを確立することを目指していきながら、ある程度のアレルギーのほうについては、笠懸地区の自校方式では賄えない部分を給食センターからの強みのようなもので運営していけるのがいいし、わかりやすいのかなと思いました。

○教育長（石井逸雄） 今おっしゃられたようなことをこの後さらにこういったスケジュールでやりますよということを宣言させていただいて、順次具体化していくことになるかと思うので、考え方とすると2年度、3年度、4年度とこのような考え方を示したいと思うのですが、いかがでしょうかというところが今日のお願いです。

○委員（山同善子） 少しこの論点からズレてしまうかもしれませんが、いろんな国の子供がいます。ハラルとかそういうことはこれから対応していくのでしょうか。

場所によっては、学校ではなく職場だと思うのですが、礼拝の時間を許すとかそういうことが世の中にはでてきているようなのですが、子供たちの中にもハラル食を食べている方がいらっしゃいますか。

○教育長（石井逸雄） 実際には給食を食べない方はいらっしゃいますよ。そのような宗教絡みでこれ食べられませんということは実際に市内にもいます。

○委員（山同善子）　そういう人が先々これからふえていくのかなと少し思いました。

○教育長（石井逸雄）　この辺でいうと太田市、大泉町等は先進地なので、そういうところの情報ももらいながら。学校の教育の中にも国際化の関係でそういったことはできていますね。県のほうからもそのような子供たちを指導するための特配というのも太田市や大泉町はもらっていますかね。みどり市は全体とするとそこまではしていない。

よろしいでしょうか。ここは、相当深い部分であるし皆さんの思いもたくさんあると思いますので、今いただいたところを参考にしつつ、これをベースに計画を作って、当然この後また市長、副市長にも話をした上で議会のほうにだしていくという段取りで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄）　ご質問がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第3については終了いたします。



◎日程第4 報告第19号 教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）について

○教育長（石井逸雄）　続きまして、日程第4、報告第19号、教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄）　事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄）　内容説明も終わりました。ご質問があればお受けしたいと思います、お願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄）　これは、コロナウイルスの関係で仕事がどうか話題になっていますが、この人たちは予定どおり任用して仕事をしていただいている、予定どおり賃金等もお支払いできるという状況ですね。

○教育総務課長（金高吉宏）　そうですね。

○教育長（石井逸雄）　ということで、業務はしていただいているということです。

よろしいでしょうか。

〔はいの声あり〕

それではご質問もないようですから、以上で質疑を打ち切りまして、日程第4、報告第19号、教育長の専決に関する報告（嘱託員・臨時職員の任用）については、終了いたします。



○教育長（石井逸雄）　ここで暫時休憩します。

午後1時42分休憩

午後2時44分再開

○教育長（石井逸雄） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎日程第5 報告第20号 教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及びみどり市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示）
について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第5、報告第20号、教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及びみどり市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示）についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（松崎 靖） 就園奨励費補助金は、無償化になってそれに見合う部分がなくなるということですか。今までは、無償化になった金額をそれで補っていたわけで、それがなくなるということですよ。

○学校教育課長（三ツ屋雄一） 就園奨励費は私立幼稚園の保護者に対して、収入に応じて保育料をお渡ししていたもので、全員にいていたものではありません。支払っていた人もいるし、全部無料、または半分の人もありますし、収入に応じてということです。

無償化というのは、全員が無償化になりますので額としては無償化のほうが大きいですね。

○教育長（石井逸雄） 補助が必要な人には、国、県からきて、市がまとめて園をとおして保護者にいていたと、それが無償化になったために必要なくなるので補助金がなくなるということです。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、日程第5、報告第20号、教育長の専決に関する報告（みどり市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及びみどり市立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示）については、以上で終了いたします。

◎日程第6 議案第53号 みどり市小中一貫教育に関する規則の制定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第6、議案第53号、みどり市小中一貫教育に関する規則の制定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） 説明が終わりましたが、質疑があればお受けしたいと思います。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） 少々混乱を起こすところでしょうかね。あずま小学校、東中学校という名称は残ると。ただし、学校の形態とするとこの二つの小中学校は、みどり市立あずま小中一貫教育校の中のあずま小学校、東中学校であるという括りで捉えていくということによろしいですかね。それを規定する規則ということだそうでございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第6、議案第53号、みどり市小中一貫教育に関する規則の制定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第7 議案第54号 みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部を改正する規則について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第7、議案第54号、みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） 説明が終わりました。福岡中央小学校の閉校に伴いますみどり市立学校体育施設の一般利用規則を改正しなければならないということで説明がございました。何かご質疑ございますでしょうか。

○委員（金子祐次郎） 東中、あずま小が小中一貫教育校となりますが、それぞれの校庭、体育館は従来どおりの表記で、小中一貫教育校という表記には直さないで従来の表記でいくということですか。

○社会教育課長（山銅敏男） 先ほど、学校教育課長から、両校の名前は残ると説明がありましたが、来年度は残りますので、来年度は今までと同様にあずま小学校、東中学校と取り扱いをさせていただきたいと考えております。

○委員（山同善子） みどり市立学校の体育館等の施設について、学校の生徒が使っている部分は学校教育課で、一般の方が使う時には社会教育課という扱いですか。

○社会教育課長（山銅敏男） 基本的に学校ですので、学校利用の時にはもちろん学校の方の利用ということになっております。学校は、生徒が帰った後の空いてる時間に対して学校開放ということで、体育施設の利用となり一般の方に開放しているということでございます。

○教育長（石井逸雄） 同じ学校の体育施設ですが、社会教育課からみると、一般利用していただくために学校体育施設という形で社会教育課のほうでも規則を設けて使ってもらっているということです。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日程第7、議案第54号、みどり市立学校体育施設一般利用規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◇

◎日程第8 議案第55号 令和元年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第8、議案第55号、令和元年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

〔教育総務課長 内容説明〕

〔教育総務課長補佐 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） いかがでしょうか。学校の管理職、校長・教頭で5名、それから学校医（校医、眼科医、歯科医）ということで4名、合計9名がこの規程の中に該当するというので、先日審査委員会を開いて該当するというので審査は終了していて、きょうここでご決定いただきたいということですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） それでは、ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切りましてお諮りいたします。日程第8、議案第55号、令和元年度みどり市教育委員会表彰被表彰者の決定について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定いたします。



◎日程の追加

○教育長（石井逸雄） お諮りいたします。議案第57号、議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしものと認め、議案第57号、議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第57号 議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）

○教育長（石井逸雄） 追加日程第1、議案第57号、議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）を議題といたします。

議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔社会教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。金額が大きいですので執行するには議会の議決を経なければなりませんので、教育委員さんにもご承認いただき、議会に上程していくということで議案として上程させていただきました。

ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

○委員（山同善子） 空調設備の設置工事ということで具体的にどのようなものなのでしょうか。

○社会教育課長（山銅敏男） 都市ガスがきている関係で室外機はガスヒートポンプです。昨年度の台風19号の災害で千葉県では電気がなかなかこないということがありました。よって、ガスヒートポンプで、室外機を12台、そのうち4台が自立型、車でいうとエンジンがかかるタイプです。この自立型がほかにも動かすことができるというタイプです。

室内機につきましては、1階に28台、2階の客席に20台、エア送風ファンを18台設置、今回の空調工事一式に関わるものとなっております。

○教育長（石井逸雄） 電気ではなく、ガスで行う方式を採用するという事です。現在の体育館の空調もガスということです。また、急ぐものですから今回上程させていただきました。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第1、議案第57号、議会の議決を経るべき議案の原案について（工事請負契約の締結について）、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

○教育長（石井逸雄） ここで暫時休憩します。

午後3時9分休憩

午後4時48分再開

○教育長（石井逸雄） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎日程の追加

○教育長（石井逸雄） お諮りいたします。議案第58号、令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについて、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしものと認め、議案第58号、令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第58号 令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を

求めることについて

○教育長（石井逸雄） 追加日程第2、議案第58号、令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを議題とすることとします。

これについては、非公開（秘密会議）といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご異議なしの声がありましたので、議案第58号については、非公開（秘密会議）として取り扱います。

担当課以外の課長は退室をお願いいたします。

〔担当課以外 退室〕

————— 審 議 〔非公開により未記載〕 —————

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。追加日程第2、議案第58号、令和元年度みどり市児童・生徒就学援助費の支給認定に関し議決を求めることについてを本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

◎日程第9 議案第56号 令和元年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について

○教育長（石井逸雄） 続きまして、日程第9、議案第56号、令和元年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事についてを議題といたします。それでは、議案書の朗読を事務局からお願いいたします。

〔議案書 朗読〕

○教育長（石井逸雄） 事務局の朗読が終わりましたので、学校教育課長より内容説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内容説明〕

○教育長（石井逸雄） ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かご質疑があればお願いいたします。

〔少し間あり〕

○教育長（石井逸雄） よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（石井逸雄） ご質疑がないようですから、以上で質疑を打ち切り、お諮りいたします。日

程第9、議案第56号、令和元年度末みどり市立学校県費負担教職員の管理職人事について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○教育長（石井逸雄） 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。



◎閉 会

○教育長（石井逸雄） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、教育委員会議を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後5時00分閉会

教育委員会会議規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

教育委員会教育長 石 井 逸 雄

教育委員会教育委員 松 崎 靖